

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載
 【部門区分】第1部門第2区分
 【発行日】平成17年6月9日(2005.6.9)

【公開番号】特開2003-117122(P2003-117122A)

【公開日】平成15年4月22日(2003.4.22)

【出願番号】特願2001-313468(P2001-313468)

【国際特許分類第7版】

A 6 3 F 7/02

【F I】

A 6 3 F 7/02 3 1 5 Z

A 6 3 F 7/02 3 0 4 D

A 6 3 F 7/02 3 4 9 B

A 6 3 F 7/02 3 5 0 Z

【手続補正書】

【提出日】平成16年8月25日(2004.8.25)

【手続補正1】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0027

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0027】

すなわち、遊技機(1,A)において、前記主基板ではなく前記所定の制御基板(11)として例えばランプ制御基板(11)などに出力される制御コマンドを使用するよう、特別遊技確定用表示器(12)を設置する。ここで特別遊技確定用表示器(12)はランプやLEDなど何でもよいが、前記制御基板(11)に信号線を介して接続され、遊技者が視認困難に点灯可能なものである。

【手続補正2】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0028

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0028】

前記特別遊技確定用表示器(12)は、前記制御コマンドのうちの当たり確定コマンドを入力した前記制御基板(11)からの指令に基づき点灯するが、この特別遊技確定用表示器(12)が点灯する際の給電を検知するセンサ(13)を信号線に取り付けておけば、該センサ(13)の検知によるON信号そのものを前記特別遊技確定信号として活用することができる。

【手続補正3】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0037

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0037】

遊技機は、前記乱数抽選を行う主基板の他、前記乱数抽選の結果が特定の条件を満たした時点で前記主基板により生成され出力される「当たり確定コマンド」を入力する所定の制御基板を有する。ここで制御基板としては、各基板に所定の電力を供給する電源基板、可変表示装置8の制御を行う表示器制御基板、各種装飾ランプの制御を行うランプ制御基板、音声の制御を行う音声制御基板など様々な基板が遊技機本体1の背面側に配設されて

いる。

【手続補正4】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0038

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0038】

前記特別遊技確定信号出力手段は、前記所定の制御基板として図4に示すランプ制御基板11に信号線を介して接続され、前記当たり確定コマンドを入力したランプ制御基板11からの指令に基づき点灯する特別遊技確定用表示器12と、該特別遊技確定用表示器12が点灯する際の給電を検知するセンサ13とから成る。

【手続補正5】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0039

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0039】

ランプ制御基板11は、遊技機本体1の前面に設置された遊技機状態ランプ6を含む各種のランプやLEDの点灯制御を行うものである。ランプ制御基板11のランプ制御CPUには、入出力インターフェースを介して、主基板からパラレル通信により制御コマンドが入力される。ランプ制御CPUは、入力された制御コマンドの内容をランプ制御ROMに記憶されているランプ制御処理手順に従って実行し、ランプ制御RAMに情報を整理して格納しながら、ドライバー回路を動作させ、接続されている各種ランプ・LEDの点灯・消灯を行う。

【手続補正6】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0040

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0040】

特別遊技確定用表示器12は小型ランプから成り、その点灯が遊技者からは通常は確認できないように、遊技者が視認困難に例えれば極めて短時間あるいは微細な電流で点灯可能なものである。特別遊技確定用表示器12は、ランプ制御基板11が主基板から前記当たり確定コマンドを入力した時点で直ぐ点灯するよう制御される。ちなみに、前記遊技機状態ランプ6は、特別遊技状態が発生した後に事後的に点灯するように制御される。なお、特別遊技確定用表示器12はLEDから構成しても良い。

【手続補正7】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0055

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0055】

前記主基板では、乱数抽選の結果が特定の条件を満たした時点で、当たり確定コマンドが出力され、この当たり確定コマンドは、図4に示すランプ制御基板11に入力される。ランプ制御基板11が当たり確定コマンドを入力した時点で、そのランプ制御CPUの指令に基づき特別遊技確定用表示器12が点灯する。この特別遊技確定用表示器12は小型ランプから成り、遊技者が視認困難に例えれば極めて短時間あるいは微細な電流で点灯可能なものであるため、その点灯すなわち大当たりである旨を当該遊技機に付く遊技者に事前に簡単に覚られることはない。

【手続補正8】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0071

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0071】

さらに、前記各遊技機において特別遊技確定信号出力手段を構成するセンサ13は、台コントローラ14を介して制御装置本体20にそのまま送信される接続形態については、前記した段落【0042】および【0045】の記載ならびに図5、図6により詳細に説明されている。

そして、別の接続形態として、台コントローラ14を介して制御装置本体20にLANで接続してもよく、前記した段落【0043】および【0044】ならびに図1の接続形態又はその他の接続形態として、台コントローラ14を介さずに前記報知手段30と同様に制御装置本体20に直接接続するようにしてもよい。